

令和2年度第2回鳥取県国民健康保険運営協議会の結果について

令和2年11月27日
医療・保険課

- 日時 令和2年11月9日（月） 午後1時30分から3時30分まで
- 場所 鳥取県立図書館大研修室
- 出席者 鳥取県国民健康保険運営協議会委員
事務局出席者 福祉保健部理事監、医療・保険課長 他

4 概要

- 令和3年度の納付金の算定方法について、県から当運営協議会に諮問の上審議していただき、諮問事項について了承を得られた。
- 保険料水準の平準化について、市町村との調整状況を報告し、引き続き調整を行うよう意見があった。
- 第2期の鳥取県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の素案について意見を伺い、併せて、運営方針策定までのスケジュールを報告した。

【諮問事項】

令和3年度納付金の算定方法について

項目	令和3年度納付金の算定方法	現行（令和2年度）
①医療費指数反映係数 α （各市町村の医療費水準の差をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数の設定）	医療費水準を反映する。（ $\alpha = 1$ ）	$\alpha = 1$
②所得係数 β （所得の水準をどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数の設定）	国が示す係数とする。（ $\beta =$ 県平均）	$\beta =$ 県平均
③均等割指数 （応益割（均等割及び平等割）の賦課総額に占める均等割の割合の設定）	0.7	0.7

<審議結果> 諮問どおり了承された。

【報告事項】

保険料水準の平準化について

第1回県・市町村国民健康保険連携会議（令和2年8月19日開催）における市町村の意見を踏まえ、第2回県・市町村国民健康保険連携会議（令和2年10月13日開催）において、改めて次の内容を提案し、現在、引き続き調整中である旨を報告した。

《修正提案》 <ul style="list-style-type: none">・将来的な保険料水準の統一に向けて議論を深め、市町村間の意見の調整を図っていく。・統一化に向けては、市町村ごとに医療費水準や健康づくりへの取組、保険料収納率などに差があることから、これらの差を縮める取組についても議論していく。・上記の取組により保険者努力支援制度で評価されたことによる交付金（県分）は、納付金賦課総額の抑制のために活用	《市町村意見》 <ul style="list-style-type: none">・保険料水準の統一という目指すべき姿をはっきり決めてからでないと議論が進まない。
---	---

<主な意見> 引き続き市町村と調整を図ること。

【協議事項】

(1) 第2期鳥取県国民健康保険運営方針の素案について

第1期運営方針を見直しする視点で第2期運営方針を策定することとし、現段階での素案について説明し、引き続き、市町村との協議も踏まえ、当運営協議会で協議することとした。

第2期運営方針の主な見直し内容

項目	主な見直し内容（案）
1 基本的事項	・地域差の解消に向けて市町村の取組の規定とKPIの設定及びPDCAサイクルの確立
2 国保の医療に要する費用及び財政の見直し	・市町村は、保険料負担の緩和を図る等のための法定外一般会計繰入を行わない。 ・保険者努力支援制度で評価される項目に重点的に取り組み、県国保財政の強化
3 納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法	・保険料水準平準化についての考え方を規定 ・納付金の算定方法のうち、国庫負担金等の公費の取扱いを規定
4 保険料（税）徴収の適正な実施	・収納率目標から2%を超えた収納率を達成した市町村などに交付金の交付（将来目標：97%）
4の2 資格管理の適正な実施	・資格管理の適正化の章を新設し、国の指針に準拠した市町村の適正な事務執行の推進
5 保険給付の適正な実施	・適正な保険給付のため、レセプト点検の充実・強化等を図る。
6 医療に要する費用の適正化の取組	・県国保全体の保健事業の指針である県データヘルス計画の策定 ・適正化に資する市町村の取組に対する財政支援等 ・県医療費適正化計画の区分（「健康の保持増進の推進」と「適切な医療の効率的な提供の推進」）に分けて取組を整理
7 市町村が担う事務の効率化の推進	・費用対効果の視点で事務の標準化の検討を行うことの明記 ・県データヘルス計画による県・市町村保健事業の見直し
8 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策との連携	・他の保険（後期高齢、被用者保険、介護保険等）との連携の推進 ・生活困窮者自立支援制度との連携の規定
9 市町村相互間の連絡調整等	・市町村や鳥取県国民健康保険団体連合会との連携

<主な意見>

- ・市町村間における一人当たり医療費の地域差をどのように解消していくかが課題
- ・広く被保険者に対して行う予防・健康づくりの取組に当たっては社会参加が困難な方への対策が必要
- ・生活困窮者については、相談窓口から関係機関につなぐことが大切であり、生活困窮者自立支援制度と国保の連携を規定することは、評価できる。

(2) 今後の策定スケジュール

令和2年 12月	連携会議で第2期運営方針（素案）を協議
令和3年 1月	市町村へ意見照会（法定意見照会） 運営協議会でパブリックコメント案を協議
2月	パブリックコメント 連携会議で最終案を協議
3月	運営協議会で最終案を諮問、答申

【参考：鳥取県国民健康保険運営協議会 委員】

委員区分	委員名	所属等
被保険者代表	船木 道代	岩美町国民健康保険運営協議会委員
	山根 智美	無職（元三朝町職員）
	宮本 正啓	農業（公募委員）
保険医又は 保険薬剤師代表	田中 敬子	鳥取県医師会/はまゆう診療所院長
	河崎 一寿	鳥取県歯科医師会理事
	井上 雅江	鳥取県薬剤師会中部支部専務理事
公益代表	石川 真澄	公立大学法人公立鳥取環境大学教授（会長）
	吉田 正子	よしだ社会保険労務士事務所/社会保険労務士
	野間田 憲昭	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会常務理事
被用者保険代表	村田 泰規	山陰自動車業健康保険組合鳥取支部総務課長
	永海 健治	全国健康保険協会鳥取支部業務グループ長